

熊本県国民健康保険財政安定化基金運営要項

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 貸付事業（第2条—第11条）
- 第3章 交付事業（第12条—第18条）
- 第4章 県による取崩し（第19条）
- 第5章 財政調整事業（第20条）
- 第6章 雑則（第21条—第22条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要項は、熊本県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年熊本県条例第18号。以下「条例」という。）第1条の規定に基づき設置された熊本県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 貸付事業

（貸付けの要件及び額）

第2条 知事は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第81条の2第1項第1号の規定に基づく貸付金（以下「貸付金」という。）を、市町村からの申請に応じ、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第14条第2項の規定により算定した額を限度として貸し付ける。

（貸付申請予定額）

第3条 市町村は、基金から貸付金の貸付けを受けようとする場合には、当該年度の11月30日までに、貸付申請予定額通知書（別記第1号様式）に貸付及び交付金額計算書（別記第3号様式）を添えて知事に提出しなければならない。

（貸付申請）

第4条 市町村は、基金から貸付金の貸付けを受けようとする場合には、当該年度において知事が別に定める日までに、貸付申請書（別記第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 貸付及び交付金額計算書（別記第3号様式）
- 二 貸付金償還計画書（別記第4号様式）
- 三 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第5条 知事は、前条の規定により提出された貸付申請書等を審査のうえ、貸付けを適当と認めるときは、申請額の範囲内で貸付け及び貸付額を決定し、貸付決定通知書（別記第5号様式）により市町村に通知する。

(貸付金の貸付け)

第6条 前条の規定により貸付けの決定を受けた市町村が貸付金の貸付けを受けようとするときは、請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに貸付金を貸し付けるものとする。

3 貸付けを受けた市町村は、直ちに借用証書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(貸付金の実績報告)

第7条 市町村は、貸付けを受けた翌年度の6月30日までに、実績報告書（別記第8号様式）に次の各号に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 貸付及び交付金額実績計算書（別記第9号様式）

二 貸付金償還計画書（別記第4号様式）

(貸付金の額の確定)

第8条 知事は、前条の実績報告を受けた場合において、貸付金の額を確定し、貸付けを行った年度の翌年度の7月31日までに市町村に通知するものとする。

2 知事は、貸付金の額を確定した場合において、既にその額を超える貸付金の貸付けが行われているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 前2項の通知は、貸付金額の確定通知書（別記第10号様式）により行う。

(償還)

第9条 市町村は、基金から貸付金の貸付けを受けた場合には、貸付金償還計画書に計画する各年度において償還を行う。ただし、市町村が次条に規定する繰上償還を行う場合は、この限りでない。

2 貸付金の償還期間は、貸付けを受けた翌々年度から3年間とする。ただし、災害その他特別の事情により償還が困難であると知事が認めるときは、償還期限をさらに3年間延長することができる。

3 各年度の償還期日は、国民健康保険事業費納付金の最終の納付期限日を標準として、知事が別に定める。

(繰上償還)

第10条 知事は、市町村が知事の定める貸付けの条件に従わなかったときは、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

2 市町村は、前条の規定にかかわらず、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

3 市町村は、前項の規定により貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとするときは、繰り上げて償還しようとする年度の前年度の9月30日までに、繰上償還通知書（別記第11号様式）を知事に提出しなければならない。

（借入台帳の整備）

第11条 貸付を受けた市町村は、基金借入台帳を整備しなければならない。

第3章 交付事業

（交付要件及び額）

第12条 知事は、法第81条の2第1項第2号の規定に基づく交付金（以下「交付金」という。）を、市町村が条例第7条の要件を満たす場合に、市町村からの申請に応じ、算定政令第17条第2項の規定により算定した額を限度として交付する。

2 交付金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「交付規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項に定めるもののほか、以下の各条に定めるところによるものとする。

（交付申請予定額）

第13条 市町村は、基金から交付金の交付を受けようとする場合には、当該年度の11月30日までに、交付申請予定額通知書（別記第1号様式）に貸付及び交付金額計算書（別記第3号様式）を添えて知事に提出しなければならない。

（交付申請）

第14条 交付規則第3条第2項の交付申請書の添付書類は、次の各号のとおりとする。

- 一 貸付及び交付金額計算書（別記第3号様式）
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（交付金の実績報告）

第15条 交付規則第13条の実績報告書の添付書類は、貸付及び交付金額実績計算書（別記第9号様式）とする。

2 市町村は、前項の実績報告を、交付を受けた翌年度の6月30日までに行わなければならない。

（交付金の額の確定）

第16条 交付規則第14条の規定による交付金の額の確定及び通知は、交付を行った年度の翌年度の7月31日までに行うものとする。

2 知事は、交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金の交付が行われているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財政安定化基金拠出金)

- 第17条 交付を受けた市町村（以下「交付市町村」という。）は、条例第8条第1項に規定する財政安定化基金拠出金（以下「拠出金」という。）を拠出する。
- 2 条例第8条第2項に規定する申出は、拠出金の拠出に係る申出書（別記第12号様式）により、交付を受けた翌年度の9月30日までに知事に提出しなければならない。
- 3 前項の拠出金の拠出に係る申出書の提出があった場合は、交付市町村以外の市町村（以下「交付外市町村」という。）が拠出金を拠出することにつき、知事は、交付外市町村から意見を聴取する。

(拠出金の算定)

- 第18条 知事は、拠出金を拠出する市町村（以下「拠出市町村」という。）、拠出金額及び拠出年度を定め、交付年度の翌年度の11月30日までに、拠出金通知書（別記第13号様式）により、拠出市町村に通知する。
- 2 交付外市町村に拠出金額を定める場合の拠出市町村毎の拠出金額は、交付年度の翌年度の市町村毎の国民健康保険事業費納付金額により按分して算定することを標準とする。

第4章 県による取崩し

(取崩しの要件及び額)

- 第19条 知事は、法第81条の2第2項に該当する場合、算定政令第18条第2項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額を取り崩す。

第5章 財政調整事業

(取崩しの要件及び額)

- 第20条 知事は、法第81条の2第4項に該当する場合、算定政令第21条の2第3項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額を取り崩すことができる。

第6章 雑則

(報告及び調査)

- 第21条 知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、この要項に定めるもののほか、交付金又は貸付金に関する事項について報告を求め、又は関係書類その他について実地に調査することができるものとする。

(補則)

- 第22条 この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年10月31日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

【別記第1号様式】（第3条・第13条関係）

第 年 月 日
年 月 日

熊本県知事 様

（市町村長名）

熊本県国民健康保険財政安定化基金貸付（及び交付）申請予定額通知書
熊本県国民健康保険財政安定化基金の貸付（及び交付）申請を下記のとおり計画していますので、熊本県国民健康保険財政安定化基金運営要項第3条（及び第13条）の規定により、関係書類を添えて通知します。

記

- 1 貸付申請予定額 _____ 円
(2 交付申請予定額 _____ 円)

添付書類 貸付及び交付金額計算書（別記第3号様式）

【別記第2号様式】（第4条関係）

第 年 月 日
年 月 日

熊本県知事 様

（市町村長名）

熊本県国民健康保険財政安定化基金貸付申請書

熊本県国民健康保険財政安定化基金運営要項第4条の規定により、下記のとおり
借りたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 貸付申請額 _____ 円
- 2 関係書類 貸付及び交付金額計算書（別記第3号様式）
貸付金償還計画書（別記第4号様式）

【別記第3号様式】（第3条・第4条・第13条・第14条関係）

貸付及び交付金額計算書							(単位:円)
貸付・交付要件の判定							
A 国保事業費納付金	B 財政安定化基金拠出金	C 財政安定化基金償還金	D その他(保健事業)	E その他(葬祭費)	F その他(出産育児諸費)	G その他	I 基金事業対象比率 A~G計/H (但し、上限1.00)
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		H 保険料必要額 (賦課総額)	← (注)賦課時点で見込んでいない国の特別調整交付金や県の特別交付金等の特別な措置は、ここで控除すること。				
J 保険料(税)収納額の見込み	<input type="text"/>						
基金事業対象保険料収納額 J×I	基金事業対象保険料必要額 H×I	災害、景気変動等の特別な事情の有無	判定	(災害、景気変動等の特別な事情の内容) <input style="width: 100%; height: 40px;" type="text"/>			
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	※)判定欄の記載 「貸付・交付可」 基金事業対象保険料収納額<基金事業対象保険料必要額で、特別な事情「有」の場合 「貸付可」 基金事業対象保険料収納額<基金事業対象保険料必要額で、特別な事情「無」の場合 「不可」 基金事業対象保険料収納額>基金事業対象保険料必要額の場合			
交付金額の算定							
基金事業対象保険料必要額 H×I	基金事業対象保険料収納額 J×I	法第72条の3第1項に基づく繰入額(保険料軽減分)	× 1/2	=	交付限度額	交付申請額	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>			<input type="text"/>	<input type="text"/>	
貸付金額の算定							
基金事業対象保険料必要額 H×I	基金事業対象保険料収納額 J×I	法第72条の3第1項に基づく繰入額(保険料軽減分)	×	算定政令第14条第2項で定める率	交付申請額	貸付申請限度額	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text" value="0"/>		<input type="text" value="1.1"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text"/>	

【別記第4号様式】（第4条・第7条関係）

貸付金償還計画書

回数	償還予定年度 (償還日は各年度の国保事業費納付金の最終の納付期限と同様とする)	償還額
1	年度	円
2	年度	円
3	年度	円
4	年度	円
5	年度	円
6	年度	円

※今後の保険料（税）率の計画等、償還額を捻出するための方策

※第9条第2項ただし書の規定により、償還期限の延長を申し出る場合に記載すること

(償還期限の延長を申し出る特別の事情)

【別記第5号様式】（第5条関係）

第 年 月 日
年 月 日

（市町村長名） 様

熊本県知事

熊本県国民健康保険財政安定化基金貸付決定通知書

年 月 日付け 第 号で貸付申請のありました熊本県国民健康保険財政安定化基金貸付金について、下記のとおり貸し付けることに決定しましたので通知します。

記

貸付金額 _____ 円

（貸付の条件）

1 償還年度 年度から 年度

2 その他

熊本県国民健康保険財政安定化基金条例及び熊本県国民健康保険財政安定化基金運営要項その他関係規定に従うこと。

【別記第6号様式】（第6条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

（市町村長名）

熊本県国民健康保険財政安定化基金貸付金請求書
年 月 日付け 第 号で貸付決定の通知を受けた、熊本県国民健康保険財政安定化基金貸付金を、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

【別記第7号様式】（第6条関係）

第 年 月 日
年 月 日

熊本県知事 様

（市町村長名）

熊本県国民健康保険財政安定化基金貸付金借用証書

借用金額 _____ 円

国民健康保険事業の資金として借り入れた上記金額について、次の条件にて借用します。

- 1 借 入 日 年 月 日
- 2 償 還 年 度 年度から 年度
- 3 そ の 他 熊本県国民健康保険財政安定化基金条例及び熊本県国民健康保険財政安定化基金運営要項その他関係規定に従います。

【別記第8号様式】（第7条関係）

第 年 月 日
第 年 月 日

熊本県知事 様

（市町村長名）

熊本県国民健康保険財政安定化基金貸付金実績報告書
年 月 日付け 第 号で貸付決定の通知を受けた熊本県国民健康保険財政安定化基金貸付金の実績を下記のとおり報告します。

記

1 貸付受領済額	_____	円
2 貸付必要額	_____	円
3 不用額	_____	円

（添付書類）

- 一 貸付及び交付金額実績計算書（別記第9号様式）
- 二 貸付金償還計画書（別記第4号様式）

【別記第9号様式】（第7条・第15条関係）

年度財政安定化基金 貸付及び交付金額実績計算書

国保特別会計財政収支の状況

		年度 (直近実績)	年度 (貸付・交付年度)
歳入	保 険 料 (税)		
	国 庫 支 出 金		
	県 支 出 金 (普 通 交 付 金)		
	県 支 出 金 (特 別 交 付 金)		
	県 支 出 金 (財 政 安 定 化 基 金 交 付 金)		
	一 般 会 計 繰 入 金 (法 定 外)		
	一 般 会 計 繰 入 金 (上 記 以 外)		
	基 金 繰 入 金 (①)		
	財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金		
	繰 越 金		
	そ の 他		
	歳 入 合 計 (A)		
歳出	総 務 費		
	保 険 給 付 費 (普 通 交 付 金 対 象)		
	保 険 給 付 費 (上 記 以 外)		
	事 業 費 納 付 金		
	財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		
	保 健 事 業 費		
	基 金 積 立 金 (②)		
	財 政 安 定 化 基 金 償 還 金		
	前 年 度 繰 上 充 用 金		
	そ の 他		
	歳 出 合 計 (B)		
収支差引額 (C=A-B)			
収支差引額のうち次年度への繰越金			
収支差引額のうち基金積立金(③)			
基金等保有額(前年度基金等保有額-①+②+③)			

※(③)には、地方自治法第233条の2の規定に基づき積み立てた額を計上すること。

※貸付・交付年度の財政安定化基金交付金・貸付金欄は、必要額を計上すること。

1 受領済額

(1) 貸付分 _____ 円

(2) 交付分 _____ 円

2 必要額

(1) 貸付分 _____ 円

(2) 交付分 _____ 円

3 不用額 (受領済額 - 必要額)

(1) 貸付分 _____ 円

(2) 交付分 _____ 円

【別記第10号様式】（第8条関係）

第 年 月 日 号

（市町村長名） 様

熊本県知事

熊本県国民健康保険財政安定化基金貸付金額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった熊本県国民健康保険財政安定化基金貸付金について、下記のとおり貸付額を確定しましたので通知します。

（なお、返還額については、別途送付する納入通知書により、指定の期限までに納付してください。）

記

1 貸付済額	_____	円
2 貸付確定額	_____	円
3 返還額	_____	円

【別記第 11 号様式】（第 10 条関係）

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

（市町村長名）

熊本県国民健康保険財政安定化基金貸付金繰上償還通知書

年 月 日付け 第 号により貸付決定の通知を受けた熊本県国民健康保険財政安定化基金貸付金を下記のとおり繰上償還したいので、熊本県国民健康保険財政安定化基金運営要項第 10 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 貸付年度 年度
- 2 借入年月日 年 月 日
- 3 借用証書番号 第 号
- 4 借入額 円
- 5 繰上償還額 円
- 6 繰上償還期日 年 月 日
- 7 繰上償還理由
- 8 新たな償還計画（一部繰上償還の場合）
 - 年度 円
 - 年度 円
 - 年度 円

【別記第 1 2 号様式】（第 1 7 条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

（市町村長名）

熊本県国民健康保険財政安定化基金拠出金に係る申出書

年 月 日付け 第 号で交付決定された熊本県国民健康保険財政安定化基金交付金に係る拠出金について、下記の理由により、本市（町・村）だけでは拠出金の拠出が困難であるため、熊本県国民健康保険財政安定化基金条例第 8 条第 2 項の申出を行います。

（本市（町・村）だけでは拠出金の拠出が困難である理由）

※「拠出金の拠出が困難である」とは、繰越金等の余剰財源を最大限に活用してもなお、相当程度保険料水準を引き上げなければ拠出金を拠出できない場合等を想定しているため、別紙により国保特別会計財政収支の状況（直近年度及び将来予測）等を作成した上で、拠出金の拠出が困難であることを記載すること。

【別記第12号様式の別紙】（第17条関係）

国保特別会計財政収支の状況(直近年度及び将来予測)

		年度 (直近実績)	年度 (貸付・交付年度(見込))	年度 (見込)	年度 (見込)
歳 入	保 険 料 (税)				
	国 庫 支 出 金				
	県 支 出 金 (普 通 交 付 金)				
	県 支 出 金 (特 別 交 付 金)				
	県 支 出 金 (財 政 安 定 化 基 金 交 付 金)				
	一 般 会 計 繰 入 金 (法 定 外)				
	一 般 会 計 繰 入 金 (上 記 以 外)				
	基 金 繰 入 金 (①)				
	財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金				
	繰 越 金				
	そ の 他				
	歳 入 合 計 (A)				
	歳 出	総 務 費			
保 険 給 付 費 (普 通 交 付 金 対 象)					
保 険 給 付 費 (上 記 以 外)					
事 業 費 納 付 金					
財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金					
保 健 事 業 費					
基 金 積 立 金 (②)					
財 政 安 定 化 基 金 償 還 金					
前 年 度 繰 上 充 用 金					
そ の 他					
歳 出 合 計 (B)					
収支差引額 (C=A-B)					
収支差引額のうち次年度への繰越金					
収支差引額のうち基金積立金(③)					
基金等保有額(前年度基金等保有額-①+②+③)					

※(③)には、地方自治法第233条の2の規定に基づき積み立てた額を計上すること。

保険料(税)賦課状況(交付年度の直近3か年度、標準保険料率は交付年度)

(医療分)

年 度	保 険 料 率				応能・応益割合		一人当たり 調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
年度							
年度							
年度							
標準保険料率(年度)							

(後期高齢者支援金分)

年 度	保 険 料 率				応能・応益割合		一人当たり 調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
年度							
年度							
年度							
標準保険料率(年度)							

(介護分)

年 度	保 険 料 率				応能・応益割合		一人当たり 調定額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	応能割	応益割	
年度							
年度							
年度							
標準保険料率(年度)							

【別記第 13 号様式】（第 18 条関係）

第 年 月 日
年 月 日

（市町村長名） 様

熊本県知事

熊本県国民健康保険財政安定化基金拠出金通知書

年度の熊本県国民健康保険財政安定化基金拠出金の額を下記のとおり決定しましたので、熊本県国民健康保険財政安定化基金運営要項第 18 条の規定により通知します。

拠出金の額 _____ 円

(参考)

国保財政安定化基金 貸付・交付スケジュール

凡例

基金要項の条

別記様式の番号

年度 月	貸付 第2条(要件等)		交付 第12条(要件等)		
	県	市町村	県	市町村	
貸付 年度	4				
	5				
	6	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 全体共通事項 第1条(建旨) 第19条(調査等) 第20条(その他) </div>			
	7				
	8				
	9				
	10				
	11	← 1.3 第3条 予定額通知		← 1.3 第13条 予定額通知	
	12	2補要求	地方債の借入限度額設定(補正)	2補要求	
	1				
	2	2補成立	2.3,4 第4条第1項 貸付申請	2補成立	第14条 交付申請
	3	貸付決定 5 第5条 → 6.7 第6条 請求		交付決定 第14条 第3条 請求	
1 年度 後	4				
	5				
	6	← 8.4,9 第7条 実績報告		← 第15条 9 実績報告	
	7	額の確定 8.8第1項 返還命令 8.8第2項 →		額の確定 第16条第1項 返還命令 第16条第2項 →	
	8				
	9	← (額の確定に伴う)返還		← (額の確定に伴う)返還	
	10			12 第17条第2項 提出に係る申出(交付市町村) (申出ありならば) 意見聴取 13 第18条 提出額の通知 → (提出市町村)	
	11				
	12	当初予算で基金積立分の要求		当初予算で基金積立分の要求	
	1				
	2				
	2 年度 後	4			
5					
6					
7					
8					
9		← 11 第10条 (繰上償還通知)		国負担分の交付申請(交付額の1/3)	
10					
11					
12					
1					
2					
3		基金に積立て ← なし 第9条 第1回償還		基金に積立て ← なし 第17条第1項 提出 (交付市町村か全市町村)	
3 年度 後 以降	4				
	5				
	6				
	7				
	8	← なし 第11条(台帳整備)			
	9				
	10				
	11				
	12				
	1				
	2				
	3	基金に積立て ← 第N回償還		← 第N回提出 (交付市町村か全市町村)	

【課題】
12月以降(予定額通知後)の市町村の貸付・交付要望にどう対応するか。

【対応】
・県の予算が間に合わないため、貸付・交付はできない。
・このことが原因で、決算において資金不足が発生した場合は、市町村は保険料を財源とする繰上充用を行う。
・その結果、翌年度の貸付可能額の算定における保険料収納額から、繰上充用した保険料収納額を控除することにより、翌年度に貸付を受けることが可能となる。

提出年度を延長した場合